

平成27年第6回臨時会

小清水町議会会議録

平成27年第6回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年11月30日（月曜日） 午前9時30分開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

（議長諸報告について）

（町長あいさつ）

第 3 議案第44号 平成27年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
建設課長	斉藤高広君
教育課長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成27年第6回町議会臨時会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
4番 森 浩 議員 7番 高橋隆文 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長、はい7番。
○議会運営委員長（高橋隆文君）7番、本臨時会を開催するにあたりまして、本日議会運営委員会を開き、本日開会の臨時会の会期等について協議をいたしました。
本臨時会の提案件数、議案の内容から判断いたしまして、本臨時会の会期は本日1日とすることが適当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の結果について報告をいたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。
○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
林町長。
○町長（林直樹君）おはようございます。
臨時町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
早いもので今年も残すところ1ヵ月となりました本日、平成27年小清水町議会第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、師走を迎えますご多忙の時期にもかかわらず全員のご応召を賜り、ここに臨時議会が開会できますこと厚くお礼申し上げます。
さて、本臨時会にご提案申し上げます案件でございますが、今年度末で契約期間が満了し、更新を迎える業務委託及び指定管理運営業務7件の限度額を設定する債務負担行為補正、及び10月8日から9日にかけて発生した台風23号で被災した町道等の復旧関係経費の追加を内容とする

平成27年度一般会計補正予算でございます。

よろしくご審議のうえ、原案にご協賛下さいませようお願い申し上げます。本臨時会招集にあたっての挨拶といたします。

◎議案第44号

○議長（坂田秀昭君） 日程第3、議案第44号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君） ただ今上程されました議案第44号平成27年度小清水町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2654万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億3459万7千円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正ですが、今年度末をもって契約が終了し、更新を迎えます指定管理事業及び業務委託の7件の事項につきまして、町道管理業務委託料は、平成28年度から3カ年間の期間、スクールバス運行業務委託料以下6件につきましては、平成28年度から5カ年の期間について、それぞれ限度額を設定するものでございます。

なお、町道管理業務委託料に関しましては、現契約において5カ年間の期間を設定しているところでありますが、近年の異常気象による暴風雪の多発などに鑑みて、契約期間を3カ年間に変更を、社会教育施設、社会体育施設管理運営事業に関しましては、現契約において社会教育施設、社会体育施設それぞれの施設において指定管理事業を実施しておりましたが、効率性等を考慮の上、一括で管理を行う変更を、止別公民館管理運営事業に関しましては、現契約3カ年間の期間が経過し、管理実績が確立いたしますことから5カ年間の期間設定に変更としたものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正の追加は、台風23号による道路被害復旧の内、国庫補助事業該当路線の補助残分について起債を充当することとし、補助災害復旧事業債の限度額を設定するものであります。

11ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

8款土木費、2項2目道路新設改良維持費において、台風による道路被害の復旧に要する費用の内、補助災害に該当しない軽微な復旧箇所、34路線、64箇所につきましては、町道等修繕料1654万1千円計上、補助災害復旧該当路線、2路線の復旧費用につきましては、町道等災害復旧工事請負費1000万円計上、合わせまして2654万1千円計上するものです。

次に、歳入予算ですが、9ページへお戻り下さい。

9款地方交付税は、財源調整分として1654万1千円計上。

13款国庫支出金、1項3目土木費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業費負担金800万円計上、20款町債は、第3表、地方債補正でご説明いたしました、補助災害復旧事業債200万円計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番、今ご説明がありました、災害復旧事業の町道の修繕事業合わせて、町道災害復旧整備事業ということで、上程されました。

これは全町で一般修繕も含めて、36ということになるかと思いますが、国の災害復旧事業によると、公共災害、農地災害、そして農業施設災害というふうに分かれると思うんですが、共通するのは町道も農地もそうですが、従来だと町道についても、のり面の復旧についても国の災害復旧の対象になったことあるかと思いますが、今回これだけの町道の修繕が多く出てる中で、国も災害復旧に指定されたのは、2件だけということで、農地あるいは農業施設災害含めて、この災害復旧の在り方について、今後おそらく多発するであろう集中豪雨による町道含めた、災害復旧の在り方がなかなか、利用しづらい面が制度上あるというふうに考えます。

合わせて、河川の床ざらいの今後の考え方も含めて、災害復旧に対する町長の今回措置、決められた考え方をまず1点説明をいただきたいと思います。

2点目に、債務負担行為ですが、町道管理業務委託料については、今説明あった、災害が多発しているということで、契約期間を3年というふうに、5年から3年に短縮されたということですが、27年、26年度については、補正も含めてこの限度額にでています、9500万を超える確か、予算措置をされたかと思うんですが、限度額についてはこの金額が妥当だというふうに、災害に応じての補正もなされるということでの、限度額というふうに理解していいのか、そして合わせて、若干聞き逃したんですが、学校給食業務委託料について、26年度決算では、7370万4千円が決算額ですが、今回こういう形で8000万を超える金額で委託、債務負担の限度額ということですが、この辺についてもうちょっとご説明をいただければというふうに思います。

以上よろしくお願いたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）1点目につきましてお答えをしたいと思います。

今回の関係で、道路災害については、補正をさせていただくというようなことでございます。その内、国の災害認定を受けれるのは、私が聞き及んでいるのは、1カ所60万円以上の被害について、災害認定を受けれると聞いております。

従って、今回は2カ所で災害認定を受けるということでございます。

それ以外の道路の補修については、60万円以下ということでございますので、国の災害認定を受けられないということでございます。

それから、二つ目の農地の関係につきましては、災害があったわけでございますが、これにつきましては、JAこしみずの組合長と十分協議をさせていただきました。

もう一つは、事務段階でも、農協の担当部長とも協議をさせていただきましたけれども、農地災害については、土砂を町の方で手配をしていただきたいと思いますというような要望がありまして、これについて、対応することにしたところでございます。

農業者の皆さま方は、土砂の希望について取りまとめいたしましたので、詳細はご存知かと思いますが、最終的には山砂、3500リ्यूベほど、ダンプトラックでいくと500台くらい、それから残土というんですかね、のり面は残土でしないと修復できませんので、これにつきましては最終的に685台、数量でいくと約4800リ्यूベ、これが不足するというようなことから取りまとめをいたしまして、最終的には町の用意する山砂を使っていただくと、それから残土につきましても、町で用意するというような事になっております。

残念ながら残土については、どうしても数量が足りないということで、庁舎の西側に今、堆積してある残土も一部使っていただくというようなことになっております。

しかしながら、残土につきましては色んな所から持ってきてる残土でございますので、色んな砂利だとか入ってるかと思いますが、それはご容赦いただくということで私どもとしては、農協からの要望に対して全面的に町で対応するという事になっております。

それから、3点目の河川の床ざらいの関係でございますが、今回の災害で止別川の北斗地区において、一部決壊して農地に水が滞水したというようなことがありまして、これにつきましては、網走

建設管理部斜里出張所に私出向きまして、そういった今後の対応について要請をいたしましたし、もう1点はオホーツク総合振興局の副局長にも直接お会いいたしまして要請活動をしたところでございます。

少し動き出したやに聞いております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 齊藤建設課長。

○建設課長（齊藤高広君） ご質問にあります債務負担行為、道路業務にかかります債務負担行為についての考え方でございますが、前年、前回の額と、直接は5年間と3年間の総体の額になっていきますので、直接は比較できませんが、単年度で約2100万円となっております。

この考え方でございますが、過去4年間の実績を勘案いたしまして、過去4年間のうち、23年度から、23年度の当初については、補正とか、事業費の増額はなかったわけですが、その後の直近3年につきましては、気候の変動からも事業費の増額補正を実施しております。

今回、次回の平成28年度からの更新にあたりましては、こういった補正を基本的には行わないということで考えております。

但し、そのことによりまして今回設定した額につきましては、過去4年間の実績に基づいて積算したものでございます。

ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君） 学校等給食業務委託料の債務負担行為補正の点についてご説明いたします。

平成26年度に比較いたしまして、この度の債務負担の補正が増えているということなんですけども、この点につきましては、主な理由といたしましては、保育所の児童数の増に伴いまして、給食費等について増えるということで、仕様等そのような書になっておりますので、その点について増えたということをご理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか、はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） 今、町道管理業務委託料でのご説明がありましたけども、1回目の質問で言ったかと思うんですが、26年度は、1億数百万の補正含めてお支払いしてと思うんですが、今の説明ですと、今回の債務負担行為の委託料の限度額を超えない、超えないといいますが、補正はないということは、どういうふうにとらえらるのでしょうか。

災害は、未然に防止できるものではない、3月に入ってから、今年の3月についても、暴風雪災害が突発的に起こるということは、まあまあ予想、誰しも町民であれば予想されると思うんですが、基本的に補正しないということなんですか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

齊藤建設課長。

○建設課長（齊藤高広君） 今補正をしないというご説明に対しての質問でございましたが、まず実績に基づいて、過去4年間の実績に基づいて、今回補正をしなくても済むように、基づいて積算しております。

その実績については、過去4年間のうち3年間、暴風雪等見舞われ補正はしております。

特に昨年度は大きな補正の額で実績といたしましては、1億892万7千円要しておりますが、この平均でみております。

年度当初の前回の契約の前年当初26年は、補正がなかったというところも含めてですね、平均でみておりますので、トータルでは暴風雪の期間が多かった期間を想定して、3年間の債務負担行為を設定しております。

ただ、何が起こるかわかりません、想定外の事も起こるかわかりませんので、契約の中には、町長が認める特別な事由の場合には、額の変更について協議をすることができると文言を付記しておくことと考えております。

ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今のご説明あった災害ですから何が起きるか分からないというご認識も共有されてるといふふうに思います。

十分委託組合の方とも協議されて、町民の利便性を損なうことないようにひとつお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）お願いということによろしいですか。

○5番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方。

1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）ちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、町長から今、国の事業として扱われるのが2件、事業費として1000万ですからその内の80%が、対象となったということですね。

あとの20%を補助災害復旧事業債ということで、あてるということなんですけども、この事業債は、ちょっとわからなくて聞くんですけども、過疎債とかそういうものと同じ、同等というふうに考えてよろしいのでしょうか。

それともう一つ、一般的な災害については、地方交付税で対応していきたいということですから、この2割の分も地方債で対応を考えなかったということは、つまり地方債を起こしたということはなんか意味の違いがあるんでないかと、その辺をお聞きしたいのと、それから今、工藤議員が質問してました債務負担行為については、この定められた債務負担行為の金額というのは、到底は先ほど課長が説明していましたように途中で災害が起きたとか、どうしても予算を組まなきゃならない時は協議して組むということで、それはあくまで債務負担行為じゃなくて、災害の関係の方で組むということでもいいですか。

債務負担行為の金額を上げるということで理解をしてもよろしいのでしょうか。

その辺をお聞きしたいと思います。

それともう一つ、この表から見ますと28年と29年との間の表が若干づつ数字が変わってるんですけども、これは月日の関係、なんていうんですか、期間の関係の、短い分だけを引いたということで理解していいのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）今、副議長の方からご質問のありました起債の関係でございますけども、ちょっと2番目のご質問と被る点があるんですが、記載計画っていうのが国の方で定めてございます。

一般会計債というのがあってその中の区分をして、災害復旧事業債であったりとか過疎対策事業債だとか色んな項目がある、記載計画がある、その中の今回については、災害復旧事業の内の補助災害復旧事業債を活用するという区分になってございます。

従いまして、おっしゃいましたように、国庫負担率80%、残り20%について充当率100%、後年度元利償還金に対する交付税措置につきましては、95%、交付税措置となるということでございますので、補助残分については、有効な起債を活用して、後年度に財政支援をいただくということで選択したということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）債務負担行為の設定の年度によって、29年からは額が変わるということでございますが、こちらは消費税の関係でございます。

29年度から8%から10%に変わることを想定して、今回当初よりこのように消費税の関係で設定したものでございます。

お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前9時56分
再開 午前9時56分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

齊藤建設課長。

○建設課長（齊藤高広君）只今、災害が起きたような事態の時に委託料の確保をどうするかということでございますが、債務負担行為の補正と合わせて予算も補正いたしまして対応したいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他に質疑のある方。

8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい8番、先ほど町長のお話の中に、止別川の河川敷の事で、オホーツク振興局と開発局をお願いにあがったというお話ございましたね。

できれば、その中身を、どういう形のお願いにあがったのかと、それと以前に議会でお願ひしたというか、何かの機会に止別川の中州ができたり、倒伏があったりして流れが非常に悪いというお話をして、町もなんとか働きかけてなんとか改修工事あたりはやれないのかというお話としたことがあると思うんです。

それでもし、そのことをふれられていたのか、どういうあれで願ひにあがったのか、ちょっとその辺についてお伺いしたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

私が要請に行ったのは、網走建設管理部斜里出張所、開発ではありません。

それともう一つは、オホーツク総合振興局の副局長に直接お会いして要請いたしました。

要請した中身でございますが、今年の台風23号の影響で止別川が決壊して、水が農地に流れ込んだことから、これ、過去4回目の災害だということも含めて、恒久的な対策をとっていただきたいと、最終的にはですね。

ただ、一度に河川改修をいっぺんにやるいうことはできませんので、当面、その大水が来た時に、農地に流れ込まないように、堤防といたらいいんでしょうかね、そういったことも含めて対応をお願いしたいと、合わせて、川の中に木があるんですが、結構支障になってる木があるんで、そういったところの伐採等も含めてやっていただきたいと、最終的には、床ざらいついていうんですかね、そういったことも含めてお願いしたいということをやりました。

答えとしては、今後詰めて検討したいというようなお答えをいただきましたけども、川の関係は対漁協との協議もあるものですから、即できるのかということもありますけども、そういったことを要請してまいりました。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に、はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい7番、この復旧災害に対する事業と、また予算等載っております、説明を受けましてわかったんですが、これから冬場に向けて降雪等やしばれもありますので、大概、路線的に多岐にわたっているということもありまして、これらの災害復旧に対する作業的なものがどのような計画がなされているのか、想定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤建設課長。

○建設課長（齊藤高広君）災害復旧の進捗状況でございますが、既に修復を終えている路線が36

路線中13路線ということで、現時点で4割弱となっております。

残り6割強でございますが、できる限り雪などの凍結とか、根雪の問題もありますので、できる限り年内の完了を目指して進めるよう考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第44号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第6回町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前10時02分）